

🐾 猫を飼っている方に守ってほしいこと 🐾

① 室内飼育に努めましょう

- 猫が交通事故にあう、野良猫から病気をうつされる、糞尿で近所の人に迷惑をかけるなどの心配をする必要がなくなります。

※室内飼育のポイント

猫にあった運動ができる環境を作ってあげれば猫の室内飼いは可能です。

- 猫に必要なのは上下運動です。
⇒垂直運動ができるタワーや、爪とぎなどを設置しましょう。
- 高いところでもくつろげる場所を準備してあげましょう。



※飼い猫のトイレ設置のポイント

- 静かで隠れた場所に設置しましょう。
- トイレはいつもきれいな状態にしておきましょう。
- はじめはトイレの中に少し排泄物を残して臭いをつけておくと早く覚えやすいです。

飼い猫の糞の始末は飼い主の責任です。

② 不妊去勢手術をしましょう

- 猫は1年に2～3回出産し、あっという間に増えます。
- 病気の予防や発情期の行動を抑える効果もあります。
- 猫を捨てることは野良猫を増やす原因になり、動物愛護管理法に基づき1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処されます。



③ 飼い主が明らかになるようにしましょう

- 首輪と連絡先を書いた名札を装着しましょう。
- 万が一、首輪がはずれた場合のために、マイクロチップ（個体識別番号を記録したICチップ）を皮下に埋め込む方法もあります。



④ 最後まで責任をもって飼いましょう

- 飼い主は飼い猫がその一生を終えるまで飼育するよう努める義務があります。
- 万が一飼えなくなった場合には、新しく飼ってもらえる飼い主を探しましょう。

家庭動物啓発センター（ふくおかどうぶつ相談室）

西区内浜1-4-22

TEL：092-891-1231 FAX：092-891-1259

東部動物愛護管理センター（あにまるぽーと）

東区蒲田5-10-1

TEL：092-691-0131 FAX：092-691-0132